

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和6年9月27日から令和7年1月27日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び山口市商工振興部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和6年9月27日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジグラン山口
所在地 山口市黒川3743の3

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者

○変更前

別紙のとおり

○変更後

別紙のとおり

4 届出年月日

令和6年9月17日

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二	
株式会社フジ・リテイリング	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普	
宇佐川 満	山口市阿東町徳佐上135番地	—	
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 義久	
昭産商事株式会社	北九州市門司区黄金町6番7号	谷口 泰弘	
株式会社マキ	広島市東区上大須賀町14番5号	槇下 賢	
株式会社ソリッド	広島市安佐南区高取南二丁目20番26号	平野 一貴	
株式会社明林堂書店	大分県別府市山の手町15番15号	宮脇 範次	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二	
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普	令和6年3月1日 経営統合
宇佐川 満	山口市阿東町徳佐上135	—	
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊27の1	江尻 義久	
昭産商事株式会社	北九州市門司区黄金町6番7号	谷口 泰弘	
株式会社マキ	広島市東区上大須賀町14番5号	槇下 賢	
株式会社ソリッド	広島市安佐南区高取南二丁目20番26号	平野 一貴	
株式会社明林堂書店	大分県別府市山の手町15番15号	宮脇 範次	